



新年のごあいさつ

鹿児島県司法書士会

会 長 上 前 田 和 英

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。

昨年も、政府は、主眼として掲げた経済の再生・地方の創生・医療や介護等の社会保障の充実等を図るべく推し進めてきているものの、まだまだ地方においての景気回復・経済の活性化等を実感できずにいる状況であると思われまます。

本年は、夏季オリンピックがリオデジャネイロで開催されますが、昨年ラグビー日本代表がワールドカップで活躍し、日本国民に感動を与えてくれたように、また良い結果をもたらして欲しいと、期待しております。

さて、昨年の5月に2期目となる会長に就任して以来早7ヶ月が経過しましたが、新たに5名の役員が就任した新執行部での事業につきましては、委員会等の編成に時間を要してしまい、事業計画における執行がやや遅れることとなり、残された3ヶ月で対応していくこととなりますので、ご協力ご理解の程よろしくお願いいたします。

新執行部内においては、各自が自覚と責任を持って事業執行にあたっていく環境作りの一環として、あらゆる情報の共有を図り、その結果として、会員各位にも司法書士制度の充実発展のために実践していただける土台作りをしていかなければならないと感じております。

まず、司法書士法改正についてですが、皆様方に会報・会務報告等で再三お伝えした前連合会執行部の内容として①「目的規定を廃止し、使命規定を新設」②「懲戒権者を法務大臣に変更し、戒告処分に聴聞の機会を新設」③「会員の研修受講の努力義務を受講義務に強化」の改正を目指し、市民の負託に応えるための信頼回復に努め、その後「業務に関する事項」の改正を実現していく予定とのことであります。

しかし、皆様方もご承知のとおり昨年6月の連合会総会において会長が変わり新執行部が組織されたことにより、次の内容①「使命規定の新設」(継続)②「懲戒制度の改正の追加事項として除斥期間を新設」③「法律相談権の獲得」(新規)④「非司法書士等の取り締まり」(新規)を優先事項とし、引き続き検討する事項として、①「家事事件への関与等」②「簡裁代理権の拡充

等」③「登録前研修の義務化」を掲げ、司法書士法改正の方向性の変更がなされましたが、まだまだ確立しない不安定な状況にあります。

今後も、司法書士法改正については、会長会等での情報を入手でき次第、皆様方にお知らせしていきたいと考えます。

また、今年度の事業計画として代議員制総会から全員総会へ移行することを主眼とするために立ち上げた、会則等改正検討委員会が毎月1回のペースで会合を開催し、会則・規約・規則等の見直し作業を進めており、本年1月に離島支部の代表会員を交えた拡大会議を開催し、その後に会則等の改正案を各支部総会等でご説明し、ご理解を得た上で、本年5月28日開催の本会定時総会に議案提案したいと考えております。

最後に、会員皆様のご健勝、ご活躍並びに関連団体、関係機関の今後益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

鹿児島地方法務局長 三浦 信幸

新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の会員の皆様におかれましては、お元気で新年を迎えられたことと拝察し、心からお喜び申し上げます。

旧年中は、法務局の業務の適正・円滑な遂行について、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げます。

平成27年を振り返ってみますと、ラグビーワールドカップイングランド大会において強豪の南アフリカに逆転勝ちした日本代表の歴史的勝利、フィギュアスケートグランプリファイナルにおける羽生結弦選手の高得点での3連覇などスポーツ関係の話題や、北陸新幹線の開業、国産初のジェット旅客機MR Jの初飛行など社会的に明るい話題のほか、マンションのくい打ちデータやインフルエンザワクチン作成方法の偽装といった国民の信頼を大きく裏切る事案、全国的に活発化した火山活動、特に、噴煙の高さが9,000メートル以上になった口之永良部島の新岳の爆発的噴火による住民の島外避難、大雨による茨城県の鬼怒川等の堤防決壊による甚大な被害、鹿児島県内における50年に一度の大雨など様々な話題があった1年でした。

また、鹿児島地方法務局においては、会員の皆様の御協力をいただき、登記及び供託事務の適正な処理、オンライン申請の利用促進、登記相談の予約制の推進などの課題について、積極的に取り組み、一定の成果を挙げることができたものと考えています。

新しい年を迎えて、これらの課題はもちろんのこと、「空家等対策の推進」「所有者不明土地問題」などの新たな課題についても、法務局の役割を踏まえて積極的に取り組みたいと考えております。

新たな課題の一つである「所有者不明土地問題」は、長期間にわたり相続登記がされず、土地の所有権登記名義人又は表題部所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となっている土地に関するものであり、公共事業等における迅速な用地取得などに支障が生じていることについて、各種報道がされているほか国会でも取り上げられています。登記は対抗要件であり、私的自治の観点から、登記を義務付けたり、強制したりすることは難しいと考えられますが、公示の観点からは、相続登記が速やかにされることが望ましいため、法務省のホームページに相続登記の促進に関する記事を掲載し、登記手続を行うことの意味やメリットについての理解が進むよう取り組んでいるところです。今後、貴会とも連携して、更に取り組を推進していくことになると思いますので、よろしく申し上げます。

ところで、平成27年の今年の漢字は「安」になりました。この文字に込める思いはそれぞれ違うようですが、登記・供託制度は、司法秩序の基盤、社会経済活動のインフラとして、社会生活に安心をもたらすものであることは間違いのないところです。法務局や司法書士会を取り巻く環境は、時代の要請とともにめまぐるしく変化していますが、これからも登記・供託制度がその役割をしっかりと果たしていくためには、貴会と法務局の緊密な連携、協力が必要不可欠と考えておりますので、引き続き、法務局への御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、会員の皆様には、登記・供託のみならず、簡易裁判所における訴訟代理や成年後見等を含め、国民に身近な法律専門家として一層活躍されることを期待するとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

鹿児島地方・家庭裁判所長 廣谷章雄

新年おめでとうございます。鹿児島県司法書士会会員の皆様は、どのような新年をお迎えになったでしょうか。

私は、昨年12月18日付けで鹿児島地家裁所長を拝命しました廣谷章雄（ひろたにふみお）と申します。前任庁は千葉地裁（民事部）でした。

鹿児島は、初めて訪れる土地ですが、着任したその日から雄大で美しい桜島に見とれ、豊かな食材に舌鼓を打ち、時には点在する温泉に浸かり、穏やかな人情とゆったりとした空気に包まれながら、暮らし始めております。歴代所長の例に漏れず、早くも鹿児島のファンになっております。

鹿児島県司法書士会会員の皆様には、簡易裁判所における訴訟や調停の代理人として、紛争の適切な解決に尽力していただけるとともに、家庭裁判所における成年後見人としてもご尽力いただき、感謝しております。いずれの仕事も、国民の権利や利益を守る重要な仕事であり、高い法的素養と見識が求められるものです。鹿児島県司法書士会においては、各種の研修会の開催等を通じて、所属会員のスキル向上を目指されているとお聞きし、大変頼もしく思っております。今後とも、お互い高いレベルの仕事ができるよう、意見交換の機会を持つなど、切磋琢磨していきたいと考えております。

ご承知のとおり、現在、情報セキュリティの問題が大きな社会的関心事になっています。個人情報情報を扱う裁判所や司法書士が、その漏洩がないよう留意すべきことは当然のことだと思います。事件処理に当たり、裁判所と司法書士が電磁的記録のやり取りなどをするということもありますが、ウイルスチェックの徹底など、お互い万全の対応を取っていきたいと考えております。また、今月1日から、マイナンバー制度が施行されました。マイナンバーは重要な個人情報ですので、同様に、お互い慎重な取扱いが求められると思います。

冒頭に述べたとおり、私は着任してまだ日は浅いです。今後、司法書士の皆様を含む多くの方と語り、鹿児島各地に足を運び、鹿児島のことをよく知りたいたいと思っております。そして鹿児島の司法について考えたいと思っております。是非、よろしく願いいたします。

最後に、今年が鹿児島県司法書士会及び同会会員の皆様にとって良い年となりますよう祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

鹿児島地方検察庁検事正 吉田正喜

新年明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、私ども鹿児島地方検察庁に、多大なるご理解ご協力を賜り、まことにありがとうございました。本年も、当庁職員一同、基本に忠実に誠実かつ謙虚な姿勢で職務に精励する所存であり、どうぞよろしく願いいたします。

さて、私どもが携わります刑事司法は、本年、刑の一部の執行猶予制度の導入・実施という大きな変革を迎えることとなります。そこで、この場を借り、刑の執行猶予等についてご説明させていただき、皆様のご理解、そしてご協力を賜ればと思う次第です。

皆様ご承知のとおり、刑事裁判における有罪判決では、刑の言い渡しが行われますが、執行猶予に関係するのは主に懲役刑です。

懲役刑は、罪を犯した者を刑務所に収容した上様々な労役作業を行わせる刑ですが、刑務所では、再犯防止と改善更生、つまり受刑者が再び罪を犯すことを防ぐために、様々な教育・指導等も行っており、先ほどの労役作業も、稼働意欲・姿勢を醸成し再犯防止に連ねるという意味もあります。このような、刑務所の受刑者に対する各種措置を「処遇」と呼んでいます。

一方、執行猶予の言い渡しを受けた者は、直ちに刑務所に収容されることはありませんが、例えば「懲役3年、5年間この刑の執行を猶予する」という判決を受けた者は、5年間の執行猶予期間中に、再度犯罪を犯したような場合には、執行猶予が取り消され、懲役3年の刑が現実に執行され刑務所に収容されるけれども、執行猶予期間中に何事もなく過ごし終えれば、もう刑が現実に執行されることはなくなるということになります。要するに、執行猶予の言い渡しを受けた者は、また悪いことをすれば刑務所に収容されてしまう、悪いことをしなければ刑務所に収容されることがなくなる立場に立たされ、これにより心理的に自ら再犯防止と改善更生に向けて動くことが強制されることになり（これを「心理的強制」と呼びます。）、このような措置を「社会内処遇」と呼びます。

なお、執行猶予が付されない場合には、現実に刑務所に収容されますので「実刑」という呼び方がされ、「施設内処遇」という呼び方がされます。

ところで、これまでは、言い渡される全部の刑について、実刑にするか執行猶予にするかしか選択することはできませんでしたが、新たに導入される刑の一部の執行猶予制度は、例えば懲役

3年の刑であれば、刑の一部、例えば2年を実刑として施設内処遇をし、その後のその余りの刑、つまり1年を執行猶予として社会内処遇をすることを可能にするものです。これまでの実刑の場合、いかに充実した施設内処遇がなされ改善・更生の成果を上げたとしても、それは所詮、刑務所内という特殊な世界の中でのことであり、刑務所出所後の一般社会において、何らの手当もないうまま、なおその効果を維持できるかについては不安が残り、罪を犯した者の再犯防止・改善更生を図るために、一定期間、実刑つまり施設内処遇を行った上、その効果を維持・強化するため、相応の期間、執行猶予にして執行猶予の取消しによる心理的強制の下で社会内において更生を促す社会内処遇を実施することが、その者の再犯防止・改善更生のために有用である場合があるという考えによるものです。

ただし、この制度が的確に機能するためには、従来よりも増えることが想定される社会内処遇を受ける者に対しての手当が適切であることが必要であり、そのために保護観察所による措置等が準備されていますが、これらだけではなく、受け入れる社会の側が、社会内処遇を受ける者の改善・更生を理解しその手助けをすることが強く期待されるところです。

そこで、かねて、市民への法的サービスの拡充等の崇高な理念を掲げられ、公益的活動にもご尽力されてこられ、また社会内に様々な関係をお持ちの鹿児島県司法書士会の皆様におかれましても、新しい刑の一部執行猶予制度にご理解を賜るとともに、社会においてご理解と手助けの輪を広げていただくためのご支援を賜れないものかと考えている次第です。

最後に、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と会員の皆様の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

日本司法支援センター（法テラス）

鹿児島地方事務所 所長 鳥丸 真人

明けましておめでとうございます。

鹿児島県司法書士会の皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は、昨年4月に永山所長の後任として、法テラス鹿児島地方事務所の所長に就きまして、おかげさまで無事に最初の年を越すことができましたようです。鹿児島県司法書士会からは児玉副所長が執行部に入れ、法テラス、鹿児島県弁護士会と良好な関係が維持されています。上前田会長はじめ皆様には、書類作成援助、法律相談援助、審査、情報提供業務等にご協力いただき、ありがとうございました。

平成13年に「事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会へ」を標榜にした司法制度改革が歩み出し、平成16年に制定された総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日、日本司法支援センターが設立されました。法テラス鹿児島地方事務所は、その年の10月に業務を開始しました。本年は節目となる記念すべき10年目を迎えることとなります。

法テラス鹿児島地方事務所は、これまで9年余にわたって、順調に業務を遂行することができましたが、これもひとえに鹿児島県司法書士会の皆様にご協力をいただいていたおかげです。

昨年に審議予定であった総合法律支援法の改正案は、安全保障関連法の制定のあおりで、いつ審議されるか分からない状況ですが、法テラスは、高齢者、障がい者その他法的サービスを自動的に受けることが困難な人を念頭に置いて、アウトリーチの手法を取り入れた司法ソーシャルワークの推進を事業計画の中核に据えて、その遂行に着手しています。鹿児島県司法書士会の皆様には、これまで以上にご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

司法制度改革の言葉がなかった時代、弁護士がいない地域で住民の相談相手になり、法的問題の解決策を図る役割を担っていたのは、司法書士でした。登記の依頼に結びつかない相談も多かったでしょうが、地域に密着した日々の営みに住民の信頼が厚かったことと思います。現在では、司法過疎対策が一定の成果を上げるとともに、司法書士の職務の領域が拡がり、市民のための司法を実現するのに司法書士の存在が不可欠です。とりわけ、成年後見や相続の分野では、司法書士の活動が秀でています。鹿児島県司法書士会は、南大隅地区司法書士法律相談センターを設置されるなど、これまで司法過疎対策に取り組まれ、国民のための司法を実現するために一翼を担ってこられました。地域住民の期待に鑑み、これからもいっそうのご活躍が期待されます。

年頭にあたり、鹿児島県司法書士会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

鹿児島県土地家屋調査士会

会長 桐原 茂 太

明けましておめでとうございます。

希望溢れる新しい年を迎えて、司法書士会の皆様方におかれましては益々ご清祥のことと深甚よりお慶び申し上げます。そして、旧年中はもとより常日頃から鹿児島県土地家屋調査士会にご支援、ご厚情かつご理解を賜りまして深謝申し上げます。本年も当会は、私法秩序を整える関係者の皆様と国民の皆様の負託に応えられるように、より良い鹿児島県土地家屋調査士会として活動していく所存ですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年度、新執行部となりまして半年が経過しました。この執行部のコンセプトは偏った属人的な組織運営に依らない、役員全員参加のオープンでディスクローズされた組織運営です。当然至極のことですが、この広い鹿児島県全体からの均一感を持った役員の招集は、持続可能性の観点から見れば困難極まりないことです。取り敢えず新執行部役員の半数を地方支部から賄えたことは、現役員皆の県会運営に対する責任意識が一致したからだと確信しております。

そこで、鹿児島県土地家屋調査士会の事を少しご報告いたします。

まず、センターかごしまの認証を得る方向で会務を運営しております。この件につきましては、弁護士との連携をポジティブに捉えて、それらの方々との繋がりによる認定土地家屋調査士の利活用の向上とスキルアップ、そしてその結果として認定資格者の増加を期待しています。また、隣接地の所有者不明事案等の事件処理に、これからの利用増加が予想される筆界特定制度との関係もありますので、当会としては『土地境界鑑定人』なる土地境界の鑑定技術と紛争当事者との対話術を習得した“ネオ”認定土地家屋調査士の育成を図り、皆様方の利便性を高めるために専門的な研修を実施しております。

次に、綱紀案件の全件委嘱について、昨年、貴会からご講義を頂きましたが、当会も、綱紀委員会に会員以外の第3者委員（弁護士）を入れて対処していくことを理事会決議しました。これにより昨今多発する苦情から綱紀案件までの関係事案に原理原則を以て毅然と対応していくことで国民の信頼はもとより会員の帰属意識の確認にも繋がると確信します。

また、司調センターに事務所を構える当会、公嘱土地家屋調査士協会、司法書士会等のこれからの事務所の運営の在り方を、皆で一緒になって話し合える機会を早急に実現したいと思う気持ちは一緒です。一部未確定で噂話程度のものと取り沙汰されている事案についても看過せずに対処していきましょう。

そして、計画ですが、毎年、『土地家屋調査士の日』恒例の公嘱との共同による公開講演会を、

7月31日を振り替えて7月29日金曜日に開催を予定しております。去年の世界文化遺産登録にご尽力なされた一般財団法人産業遺産国民会議（専務理事が加藤康子様）に講演依頼（打診中）をしております。次期世界文化遺産候補と言われている私の地元の曾木発電所遺構を、トプコンが3Dスキャンして米国のNPO法人CyArkサイアークが成果をネットで閲覧可能にしています。それらの事も少し絡めての講演会ができればいいなと思います。去年、鹿児島に3つの世界文化遺産が誕生して県も活性化しておりますので、この流れに沿って、これに携わった土地家屋調査士を少しでも告知できればと期待します。

最後に、私は、今年、申年男で還暦です。そこで、自称ハルキ(村上春樹)ストとしてのメタファーな独り言で締めたいと思います。

すべては“鼠”から始まった。そして、繋がり往く『羊をめぐる冒険』では、無始無終の“鼠”に導かれるように自分探しの戦いに挑み、時空を来往して『品川猿』では、無意識、意識下に迷い込み、『ねじまき鳥クロニクル』では、何かを探し求めそして抗いさらに巡り続ける。

皆様。素晴らしい年になりますように！





新年のご挨拶

鹿児島県司法書士政治連盟

会長 新山 隆 志

新年明けましておめでとうございます。

会員各位並びに本会報を手にされた皆様におかれましては、健やかな新春を迎えられたこととお喜び申し上げます。

さて私ども政治連盟は、司法書士が業務として取り扱う登記手続き・裁判事務手続き等を通じ、真に依頼者である国民の皆様の負託に応えるべく、関係法令の改正の推進等を行っております。また、良質かつ充実した法的サービスを国民の皆様に提供するため、専門職能たる司法書士の視点から関係議員の方達と勉強会等を行うことにより、さらなる司法書士制度の改善を目指しております。

現在、皆様のご存知の通り国内においては少子高齢化が進み、各自治体においても人口減少に歯止めがかからないことが喫緊の問題となっております。また、国においても経済の再生、安全保障の問題、TPPの問題等に取り組んでいます。経済については、未だ完全に回復したとも言えませんし、安全保障についても隣国との関係並びにISの存在等により決して安心できるものでもなく、さらには国際社会の中において国として生き残るため、国内の農地が荒れることについてはあえて目をつぶりTPPに参加したものと思われれます。それらの諸問題に対応するため、国及び各自治体により国民一人ひとりが住みやすい街づくりの模索、充実した政策の推進及び将来の人口推計を計算すること等で、今後の施策をどのように決定していくべきかの検討がなされております。

私たち司法書士は、公共嘱託登記協会における活動として「空き家対策」「嘱託登記の推進」「農地の集積化等の為の登記手続き・相続人不明地への対応」などを、リーガルサポートにおける活動として高齢化の進む現代において「成年後見制度」の適正な運用ができるよう積極的に取り組むとともに、市民後見制度への取り組みを、若手の司法書士で構成される青年司法書士会における活動として「路上生活者等に対する生活支援の対応」等を、鹿児島県司法書士会における活動として「未成年者への法律教室」等に取り組むことで、国民の皆様の身近に存在し、社会貢献活動に寄与しているところであります。

私ども政治連盟は、今後も司法書士関連団体の活動を支援することにより、さらなる制度発展に努めてまいりたいと考えております。

本年が、皆様にとって健やかで良い年でありますよう祈念しまして新年の挨拶と致します。



新年のご挨拶

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 安田 雅朗

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年8月の総会において理事長に再任となりました。一般社団法人への移行を終え一安心したのも束の間、この厳しい状況をいかにして乗り越えていくか方途を模索しているところであります。微力ではございますが、引き続き公嘱協会の維持・発展のため協会の運営に努めていく所存でありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

公嘱協会をとりまく環境は全国的に厳しい状況であり、設立時は全国に50協会ありましたが、現在は34協会となりました。九州は、福岡・熊本・宮崎・鹿児島の4県が存続していますが、一様に受託の増加がなかなか見込めないと報告を受けています。

このような状況の中、多くの協会が解散していますが、岩手県協会におかれては平成24年に解散したものの、復興事業に携わるために有志で集まり再度法人を設立したと伺っています。各自治体には道路や農地の未登記問題や空き家問題等、公嘱協会の職能を活かせる案件はまだ山積していると思われます。災害等何か起きてからではなく、今から手をつけていただくよう、各自治体に継続的に働きかけていくことで少しずつ良い方向へ向かっていけるのではないかと考えます。当協会の今後のあり方については、判断を誤ることのないよう会員の皆様のご意見も伺いながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

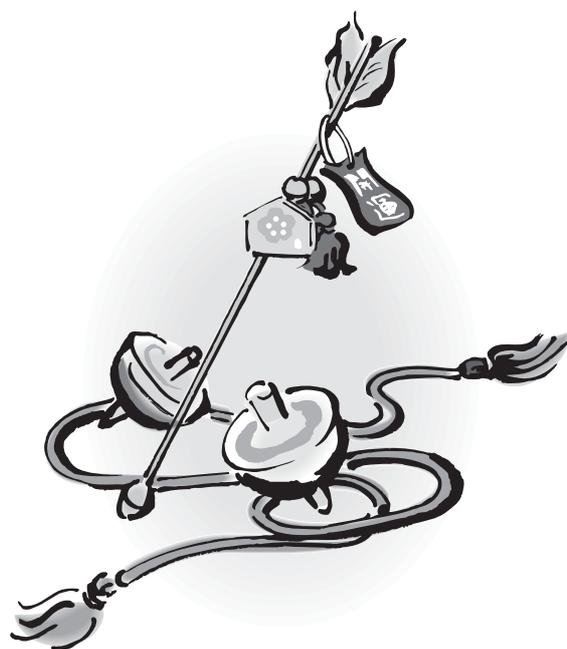
今年度も継続して、各自治体に対し当協会の積極的な活用をお願いしているところです。鹿児島県においては、用地調査員では処理困難な案件について発注していきたいとお話をいただいております。少しずつではありますが、相続調査等の依頼を受けています。また、県議顧問の先生方のお力添えをいただき、簡易裁判所での訴訟手続案件については公嘱協会に発注いただくよう要望いたしましたところではあります。

鹿児島市においては、市議顧問の先生方に当協会の状況をご理解いただき、空き家問題についても協会ができて得ることはないか要請しているところです。また、道路管理課から受託している相続調査について、土地家屋調査士協会との連携を密にし、業務の流れを定着させ、他の課についても活用いただけるようお願いしてまいりたいと考えています。

その他各市町村に対しては、定期的に相談会の案内等を行っており、契約していない市から不在者財産管理人の選任申立を依頼したいというお話をいただきました。このようなわずかな業務も確実にこなしていき、次の業務の受託につなげたいと思います。会員の皆様におかれましても、

自治体等から公嘱案件について相談が寄せられるようなことがありましたら、ぜひ当協会の活用について案内いただくようお願い申し上げます。また、社員の皆様におかれましては、定期的に業務研修会も開催いたしますので、公嘱協会への積極的な関与を重ねてお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様の今後ますますのご繁栄とご多幸を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鹿児島支部長 内田 大介

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年6月に鹿児島支部長を拝命しまして、まだ6ヵ月を経過したにすぎませんが、この一年は当法人全体において、また鹿児島支部において非常に濃厚な年となりました。

後見人司法書士による横領等の不祥事が全国で複数発覚したことを受け、その対応、原因の究明及び再発防止策の策定を喫緊の課題として取り組んだ一年であったように思います。鹿児島においてはこのような不祥事はいまだ1件も発生しておりませんが、自らの執務姿勢を見直し、責任の重さを再認識する契機となりました。また、この問題を検討するにあたり、鹿児島家庭裁判所及び鹿児島県司法書士会と数度にわたり協議させていただいたことで、今後のさらなる連携に向けて密接な関係を築く機会を得られたことは当支部にとって誠に心強く、ありがたいことでした。

さて、厚生労働省が認知症高齢者の増加への対応策として掲げている『地域包括ケアシステム』では、さまざまな機関の連携が必須とされていますが、我々リーガルサポートもその一翼を担うべく関連団体との関係づくりを進めております。地域包括支援センター等からの個別相談への対応、地域ケア会議への参加等、社会資源の一つとして司法書士に寄せられる期待に応えられるよう、組織としてバックアップする態勢を整えてまいりたいと思います。

近年、一段と広がりを見せつつあります市民後見人養成事業は、市民、行政、関係機関が一体となった、新たな権利擁護形態と言えますが、そこで成年後見に携わる専門職として司法書士が担うべき役割があると考えており、どのような形で関与させていただくことができるのか、模索してまいります。

また、今年度から未成年後見人事件の受託における支援体制構築、金融機関との成年後見相談取次サービス等、あらたな取り組みも動き出しておりますので、会員の皆様のご理解とますますのご協力をお願いいたします。

最後になりますが、会員の皆様のご多幸とますますのご活躍をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

鹿児島県青年司法書士会

会長 藺田 貴 充

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平素より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、きたる3月5日、6日に開催されます全国青年司法書士連絡協議会（以下、「全青司」といいます。）の総会にあたるなら全国大会におきまして、当会の梅垣会員が全青司会長に就任することが予定されており、本年は当会にとりまして特別な年となります。平成19年に鹿児島全国大会が開催されたことは皆様の記憶にまだまだ残っていることと存じますが、他県の青年会会員からは、当会に所属しているというだけで当時の全国大会につき称賛を受けることがしばしばあります。その鹿児島全国大会では実行委員長を支える事務局長として尽力し、それ以降も全青司で活躍を続けてきた梅垣会員が、自身の集大成として会長職を受けるに際し、それを全うできるよう、当会は一丸となってサポートしていく所存です。なら大会には、是非とも沢山の会員の皆様に参加していただき、全青司の活動を肌で感じていただきたく存じます。

会員の皆様におかれましても、ご理解とご協力のほど、何卒よろしく願いいたします。

ところで、私は昨年6月に当会の会長に就任し、現在折り返し地点に立ちましたが、この半年間で、全国一斉養育費相談会、生活保護110番、労働110番、更生保護施設における法律教室・相談会を計2回、毎月第2日曜日の青空相談会（甲突川沿いでの路上生活者への炊き出し・相談会）などの事業をおこなって参りました。任期の後半は、児童養護施設における法律教室に重きを置いて活動をしていく予定ですが、より子供たちにわかり易く身近な法律教室を実施できるよう、現在、同教室の従来の資料を刷新中です。また、天候不良により延期となっていた夏季レクリエーションの実施、任期前半からの継続的事業として更生保護施設における法律教室・相談会、青空相談会もおこなって参ります。既に沢山の会員の皆様にご協力をいただいておりますが、引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

先に触れました平成19年の鹿児島全国大会においては、「義を見てせざるは勇なきなり」とのテーマのもと、様々な議論・研修がおこなわれたと聞いておりますが、現在の当会のおこなっている事業を改めて見ますと、このテーマに沿って執り行われていることを感じます。当会は、現在、正会員73名、賛助会員50名の計123名の会員の皆様に所属いただいておりますが、他県に比べても充実した会員数を誇っておりますが、本年は、先に述べさせていただいたとおり、通常事業に加え、梅垣会員を支えるべく全青司の事務局運営もおこなってまいります。「義」をどのように捉

えるかは会員それぞれで異なることは承知の上で、会員の皆様に「義」を重んじていただき行動に移っていただければ、自ずと充実した1年になることと思います。もちろん、私たち執行部も全力を尽くして当会の運営及び全青司事務局の運営を行ってまいります。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

